

小榊小学校いじめ防止基本方針

いじめとは、当該児童がある一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な「攻撃」を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものであり、起こった場所は学校の内外を問わない。

いじめは、児童の人権及び名誉を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

本校は、全教育活動を通じて「いじめは絶対に許さない学校」づくりを推進するとともに、「いじめゼロの学校づくり」をスローガンに掲げ、児童・教職員・保護者・地域が一丸となって、全力でいじめ防止に努め、人間性豊かで、心身共に健康で調和のとれた明るく、たくましい小榊っ子を育成する。

【めざす児童像】

こ…心やさしく 助け合う子
 さ…さがし求めて 学ぶ子
 か…からだをきたえ 明るい子
 き…きまりを守り やり抜く子

いじめ対策委員会

常任の委員として、校長・副校長・教頭・教務主任・生活指導主任・各学年主任・養護教諭を置き、いじめが発生した場合は、そこに当該児童の学級担任が加わる形をとることとする。

専門家・外部関係者との連携
 必要に応じて、市のSSW、県のSC等の派遣を要請し、専門的立場からの支援を受ける。
 ※SSW：スクールソーシャルワーカー
 SC：スクールカウンセラー

育友会・地域との連携

・育成協主催で毎年実施される「小榊地区の子どもを語る会」で、地域の実態等を出し合い、その対策を考える。
 ・「子どもを守るネットワーク」からは、組織的な情報を収集する。

関係機関との連携

学童保育、社会体育、学習塾等における子ども同士の人間関係の情報を早めに収集するために、年度当初に連携確認のための連絡をとり合う。

児童会活動

人権週間と関連づけて、「いじめゼロ」を目指した自主的活動を実施できるよう指導・支援を行う。

(いじめの禁止) 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

※いじめ防止対策推進法より抜粋

(保護者の責務等) 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめが発生した場合の対応

いじめの情報

- いじめが疑われるような動きがあった場合
- いじめを発見した場合
- 児童や保護者、地域住民から相談や通報があった場合

情報キャッチャー

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- 一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

①学級担任
 ②学年主任
 ③生徒指導主任
 への報告

第一報を直ちに報告 **管理職**

- 速やかに関係児童から事情を聞き取るなどして、いじめ対策委員会と連携し、いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめ対策委員会

←→ **関係機関**

- 「いじめ対策委員会」での協議を基に今後の指導及び支援体制を迅速に整える。
- 犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく市教育委員会に報告し、さらに、所轄警察署に相談して、適切な援助を求める。

被害児童への継続した支援

加害児童への継続した指導

- 被害児童を守りとおすとともに、当該児童にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- 担任、養護教諭や相談員、SC等が協力をして、心のケアに努める。

- いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童（傍観者的態度）に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめをその場で止めることはできなくても、誰かに知らせる（相談する）勇気をもつように伝える。

保護者への継続した支援とアドバイス

- つながりのある教職員を中心に、できるだけ早く、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問を行ったり学校に来てもらったりして、事実関係を伝えるとともに、今後の学校と家庭（保護者）との連携方法について話し合う。

状況に応じて指導・支援体制を検討し、「組織」としての適切な対応を行い、いじめへの取組を行う。

いじめ問題への取組

いじめの防止

- いじめの芽を生まない教育活動を推進する。
 - 互いに支え合う意識を高める「学び合い」を取り入れた授業づくりに務める。
 - 児童の相互理解を深め、自己肯定感を高める「構成的グループエンカウンター」を学級・学年づくりに取り入れる。
 - いじめ防止や生命尊重をねらいとした道徳学習の充実を図る。
 - 児童間のトラブルを減らすための「ソーシャルスキル」向上プログラムの充実を図る。
- 楽しい学校生活を送るためのアンケートの毎月実施と学期1回の教育相談による児童の意識把握と支援を図る。
- 児童会を主体とする「いじめゼロ」を目指した自主的活動の指導・支援を図る。

いじめの早期発見

- 生活指導部による「いじめアンケート」(毎月)と、学級担任にうよる教育相談(学期1回)を実施する。
- 定期的「校内対策委員会(子供を語る会)」を毎月開催し、気になる児童の実態についての情報交換の場を設定し、複数の目で児童を見とっていく体制をつくる。
- 児童や保護者等がいじめに係る不安や悩み等の相談を行うことができるように、教育相談日の設定(毎月11日/休業日の時は翌日または翌々日の授業日に順延)や教育相談ポスの活用を図る。

いじめに対する措置

- いじめを発見した場合及び相談を受けた場合は、臨時の「いじめ対策委員会」をもち、速やかに事実の有無の確認を組織的に行うとともに、その結果を教育委員会に報告する。
- いじめの事実が確認された場合は、被害児童や知らせてきた児童の安全を最優先に考えるとともに、被害児童・保護者への支援と加害児童への指導と保護者への助言を継続的に行う。また、必要に応じて、被害児童が安心して授業を受けられるようにするために、加害児童を教室以外の場所において学習させる等の措置をとる。
- 学校は、いじめの関係者間における争いが起きることがないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための措置をとる。
- 学校は、いじめが犯罪行為として扱われるべきものであると認めるときは、教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

重大事態発生時の取組

- ①生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

いじめにより、児童の生命・心身等に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- 重大事態が発生した場合、直ちに事態発生について市教育委員会を通じ市長に報告する。
- 市教育委員会と調査主体や調査組織について協議した上で、当該事案へ対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、当該事案についての客観的な事実関係及び再発防止のための調査を行う。
- 被害児童又は保護者の希望により、並行して市教育委員会による調査を実施する場合には、各調査主体が密接に連携し、調査対象となる児童への心理的な負担を考慮しながら調査を実施するものとする。
- 学校が調査主体とならなかった場合、学校は当該事案に関する資料を提供するなど、積極的に調査に協力するものとする。
- 当該事案に係る調査結果については、被害児童及び保護者に対し、当該調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

いじめのチェックリスト

〔学校でのチェックポイント〕

- 早退、遅刻、欠席が目立ち、表情が暗い。
- 顔や体にあざが見られる。または、腕、足、首などを隠そうとする。
- 頭痛、腹痛、吐き気などを訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁になる。
- それまで付き合っていたグループから急に離れた。交友関係が急に変わった。
- 授業開始時などに、一人で遅れて教室に入ってくる。
- 特定の子が発表すると、笑いや冷やかし、無視などがある。
- 給食のデザートを他の子に与えたり、とられたりしている。
- 特定の子の席に誰も座ろうとしない。または、給食当番の時、準備した食器等を周りの子がさわらたがらない。
- グループにしたとき、特定の子と机を離れたがる。
- 休み時間は、一人で過ごし、トイレや目の届きにくい場所などからよく出てくる。または、階段の上り下りを繰り返している。
- 休み時間に、特別な用事もないのに職員室や保健室、図書室など、大人の近くにいたがる。
- 友達とよくふざけ合っているが、いつも「やられ役」になっている。または、表情が暗く、薄笑いを浮かべている。
- そうじや係活動などは、一人でしていることが多い。または、後片付けをいつもさせられている。

〔家庭でのチェックポイント〕

- ポケットが破れていたり、ボタンがとれたりしている。
- 服に普通では見られないような汚れがあったり、最近、服装がなんとなく乱れたりしている。
- 持ち物が壊れていたり、なくなったりすることが頻繁にある。かばんや教科書に落書きがされている。
- 買い与えた物を紛失したり、壊されたりしている。
- ナイフなどをかばんやポケットに入れて持ち歩いている。
- 急に金遣いが荒くなったり、お金をねだることが多くなったりする。
- 急に成績や学習意欲が下降している。
- どこことなくおどおどしている。感情の起伏が激しくなった。
- 元気が無く、表情がさえない。忘れ物も多くなる。
- 起床や登校が遅くなったり、嫌がったりする。
- 遅刻、早退が増えた。日曜・休日は機嫌がよい。
- 部屋に閉じこもりがち。時々部屋で泣いているようだ。
- 家族と視線を合わせようとしめない。
- 顔や体にあざがある。尋ねても原因がはっきりしない。または、腕や足などを隠し、見られるのを嫌がる。
- 友達の話をしなくなる。
- 友達が迎えに来たり、電話がかかったりするが、出たがらない。
- 学校から早く帰宅し、外出しようとしめない。
- 不快な呼び名で呼ばれている。

◎ 年間活動計画

- 「いじめ防止基本方針」をホームページに更新公開し、学校だよりを通じて周知する。
- 定期的「校内対策委員会(子どもを語る会)」を毎月1回実施し、情報の共有化を行う。
- いじめの組織対応についての現職教育の場を、年1回以上設ける。(夏季休業中に1回)
- 年度ごとの取組について学校評議員へ説明の場をもち、方法の改善について助言を得る。

◎ 様々な相談機関

相談機関	電話番号	住所・メールアドレス	相談可能な時間
こども総合相談(子育てサポート部)	095-825-5624	長崎市桜町6-3	8:45~17:30
長崎市教育研究所教育相談	0120-556-275	soudan@nagasaki-city.ed.jp	9:00~17:00
親子ホットライン(県教育センター)	0120-72-5311	大村市玖島1丁目24-2	9:00~20:50
こころの電話	095-847-7876	長崎市橋口町10-22	9:00~16:30